

## 第七章 トマスの政治哲学 —「共通善」の復権—

### 1. 「法の支配」の系譜

#### 政治哲学の中心概念

アリストテレス→キケロ→トマス→・・・

→イギリス・コモン・ロー→・・・・・・→日本国憲法

#### 1) アリストテレス (BC384~322)

##### 『政治学』第三卷

(1) 神と理性のみに基づく「法の支配」

VS

激情と欲求の恣意を含む「人間の支配」

(2) 国制の中で最善と思われる「法の支配」による王制・貴族制・民主制の混合政体

#### 2) キケロ (BC106~43) の「法の実践的知恵(juris-prudentia)」

##### 『国家について』←アリストテレスの影響 (他にプラトン、ストア哲学)

(1) 国家(res-publica)の成立根拠

「正義に基づく合意」 & 「福祉の共有」

(2) 正義の源泉の「真の法(lex vera)」

「真の法」は自然と合致する正しい理性→後の「自然法」概念に影響

(3) 実践的・歴史経験の所産のローマ国家を支えた「真の法」

「真の法」が高度の公正さと安定性を持つ政治形態の確立

#### 3) トマス・アクィナスによる「自然法」理論の構築

#### 4) イギリスのコモン・ロー

自然法に基づく「法の支配」→国王の権力乱用の抑制

#### 5) コモン・ローの理念を受け継ぐ「日本国憲法」

(違憲立法審査権の原理)

### 2. トマスの社会思想の特徴

#### アリストテレスの影響

#### アウグスティヌスとの違い

#### トマスの「共通善」とは

#### 1) アリストテレスの影響

##### 『政治学』第一卷

「人間は自然本性的に国(ポリス)的動物である」

VS ホブズ(1588~1679)

「人は人にとって狼である」

「万人の万人に対する戦い」

古代ローマ喜劇作家プラトリス(BC254~184)から引用

## 2) トマスはアリストテレスの思想を受けて

人間の「社会的動物」、「社会的本性」を肯定

「人は人にとって自然本性的に友である」

社会的本性に根ざした社会的徳 (ex 真実、友愛、愛そうよさ etc)

→人間は他者に助けられる存在

→人間は自らの豊かさを人々に分かち合う存在

→諸徳の根源の徳は「愛徳(caritas)」

## 3) トマスとアウグスティヌス(354~430)との違い

アウグスティヌスの社会的本性の肯定は「家族社会」のみ。

→国家・政治社会には否定的であった(人間の罪・支配欲)

トマスは「人間は社会的及び政治的(ポリス)的動物である」

→人間の社会的本性に基づく国家、政治社会づくり

→支配者は被支配者の善、共同体全体の「共通善」(bonum commune)を追求・実現

稲垣先生の批判

→近現代の社会哲学、法哲学は「共通善」を無視・忘却

## 3. 法の本質、分類、機能、改変、

旧約の律法、新約の福音の法

### 1) トマスにとっての法は、法律の実定法でなく、神的規範に従う自然法・実践的理性・

人間の良心

### 2) 人間的行為を秩序付ける根源の「自然法」

→内的根源 諸々の徳←諸徳を「徳」たらしめる「愛徳(caritas)」

→外的根源 神は「法」で善への教導 恩寵(gratia)で救済

(1) 徳(virtus)→潜在能力を習慣づけ/学習によって現実にする力

(2) 一般的には、道徳は人間の自由意志を前提にした内面的力、法は人間の自由を制限・拘束する外面的力→「法(実定法)一意志」説

(3) トマスは人間が判断をする実践理性は、神によって導かれる必要がある  
(神的規範としての自然法)

## 4. トマスの「法」理解の特徴

「法」は本質的に理性に属する。しかし、有限の人間理性は神の永遠法に導かれるべき

### 1) 法律の実定法(民法、刑法 etc)の体系は、強制力を持つ社会規範

(法の下にある人間の意志に対して)

### 2) トマスの実践理性の三段論法

法の本質の普遍的命題=実践理性の「命令」→選択の「判断」→「行為」

### 3) 理性の働きが知らせ、秩序付けられた行為に動機づける

VS「法一意志」説は、法は理性ではなく、意志に属する

### 4) ローマ法の「法は支配者の意志である」の意志は理性による規制が必要。

### 5) トマスの定義

「自然法は理性的被造物(人間)における(神の)永遠法の分有である」

→万物の創造主(神)の創造理念、事物統治理念の永遠法

6) 実践理性の第一原理=自然法

「善は為すべく、追及すべきであり、悪は避けるべきである」

自然法に基づく法律の実定法

7) 近現代のトマスの「法」概念の無視、忘却

世俗的近代国家の立場は、教会と国家の分離、道徳と法の区別が根本原則

5. 共通善へと秩序づけられた『法』

1) 世俗的近代国家は「共通善(bonum commune)」を無視・忘却

→公益、公共福祉とは、共通善のある側面(3番目のレベル)。

国家・政治社会(政治的共同体)「共通善」は、全成員の協働によって実現され、全成員に還流されるべき「全体の善」

2) 共通善の3つのレベル

(1) 最高のレベル

→人間が究極的に到達する「幸福な生」は来世の課題

(2) 第2のレベル

最高のレベルの準備段階の愛徳(caritas)に基づく高いレベルの人間で「あること」を学び、人間で「あること」の完全な実現をめざしての生涯学習。

(3) 第3のレベル

「公共福祉」→「善き生」を支える諸々の外的・物質的条件の充実

3) 為政者が人定法を用いて統治

社会の統一と秩序の確立(≠近代思想の法と道徳の分離)

4) 為政者の政治哲学の志向 第3のレベル→第2のレベル→最高のレベル

6. 宇宙秩序(ordo universi)と政治共同体の「共通善」

1) 2つの「共通善」の統一性・類似性(稲垣先生の考え)

(1) 政治社会・国家(政治共同体)の目的の「共通善」

(2) 宇宙全体の完全性としての宇宙秩序の「共通善」

2) 政治共同体の構成員の共通の「追求・共有」

(1) 「物の豊かさ重視・追求」の限界(全構成員の「追求・共有」目標として不成立)

(2) 「心の豊かさ重視・追求」は全構成員の「追求・共有」目標として成立

(道徳の万人の共有)

3) 万人(全構成員)にとって宇宙秩序の「共通善」と諸徳の「共通善」は、「追求・共有」目標として成立

7. 心の豊かさ重視・追求の時代の政治・教育の中心課題「共通善」

1) 「法」の本質←「共通善」に秩序づけられた法

2) 利害の対立する政治的現実に対し、「共通善」は無意味では?

3) 「心の豊かさ重視・追求」の時代には、「共通善」の「追求・共有」が目標課題

社会的本性の形成・完成←「正義(justitia)」の社会的徳

4) 極度に未完成な人間の本性(=無限に完成可能)

人間の究極的目的 (幸福の追求) は人間本性の完成に向けての最大の生涯学習課題  
生涯学習の中心課題→諸々の徳の習得

5) アリストテレス→キケロから継承の政治課題・教育課題「共通善」

## 8. トマス・アクィナスの「正義」理解

### 1) 「正義(justitia)」

人間の社会的本性の形成、完成による社会的徳としての「正義」

ローマ法→正義は各市民に権利を帰属させようとする不動で恒久的な意志

### 2) 今日の一般的認識「正義と権利」

法律によって確定された権利を、政治共同体の各市民に斉一のおよび厳格に

帰属させることが正義

しかしながら社会的徳としての正義や自然法の視点を見落としている

### 3) トマスの正義論の3段階

- (1) 高段階 法的正義 — 真正の共通善の実現を追求する徳としての正義
- (2) 中段階 配分的正義 — 「法に内在する正義/正しい法の創出に関わる正義」  
共通善を前提 (注) 法の成否を常に問い続ける
- (3) 低段階 交換的正義 — 「法にもとづく」適法正義 斉一的、厳格に配分  
(注) 法の成否を問うことはできない

(注) ロールズ (John Rols 1921-2002) は配分的正義の復権を提唱

## 9. トラシュマコス (Thrasymachos BC430-400 年頃) の定義

「正義は強い者の利益を名づけたもの」

個人、地域共同体、世界的理想でも「誰か」のための正義

万人の普遍的正義は可能か

それはトマスアクィナスの真正の共通善を対象とする法的正義

法的正義は共通善を追求する市民的徳、諸徳、根拠づける愛徳(caritas)

包括的愛徳

アリストテレス 交換的正義→配分的正義→普遍的正義

トマス・アクィナス 交換的正義→配分的正義→法的正義

ライプニッツ 交換的正義→配分的正義→普遍的正義